# 内閣府男女共同参画局



## 仕事と生活の調和に関する施策の総合的な推進

#### 仕事と生活の調和推進官民トップ会議

「憲章」及び「行動指針」の推進、評価

【構成:経済界、労働界、地方公共団体、有識者、関係閣僚(内閣総理大臣ほか)】



#### 平成19年12月18日 「

内閣府 仕事と生活の調和推進室

文部科学省、経済産業省によるネットワークを構築し取組支援)

(内閣府、内閣人事局、人事院、総務省、厚生労働省、

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」の策定

それまでは、働き方の見直しは個々の企業の取組に依存 ──► 社会全体を動かす大きな契機に!



#### 平成22年6月29日

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」の改定

- ①政労使の交代を機に、一層積極的に取り組む決意を表明
- (2)「憲章」「行動指針」策定以降の施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「憲章」「行動指針」に新たな視点や取組を盛り込み

経済界

労働界

都道府県•市町村

関係機関等



仕事と生活の調和 連携推進・評価部会

平成28年6月2日

「日本再興戦略2016」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」の閣議決定



#### 内閣府の取組

#### 憲章・行動指針の推進

仕事と生活の調和調査研究等経費

(1) 憲章・行動指針推進経費 仕事と生活の調和連携推進・評価部会の運営

「憲章」及び「行動指針」に基づく点検・評価を行うとともに、 関係者の連携推進、啓発や情報発信の中心的な場として運 営する。

(2) 男性の家庭生活への参画促進に関する調査研究

上司が職場でワーク・ライフ・バランスの取組を進め、男性 部下の家事をはじめとする家庭生活への参画を促進するため、好事例を収集し、広く周知する。

※ 27年度調査研究テーマ: 「職場マネジメント」

### ネットワークの構築

#### 仕事と生活の調和人材育成経費

(1) トップセミナー等の開催

企業経営者・管理職を対象としたトップセミナー等を開催し、仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法等の普及啓発を図る。

(2) 「カエル!ジャパン」通信(メールマガジン)、ポータル サイトの拡充による情報発信

メールマガジンによる国の施策等の最新情報を発信するほか、「仕事と生活の調和」ポータルサイトにおいて、国をはじめ各主体の取組、調査・研究、企業内チーム等の取組事例等幅広い情報を一元的に提供し、企業や働く者等の取組を支援する。

#### 理解促進

社会全体での取組を推

進するためには、経済界、 労働界、国・地方公共団 体が力を合わせて推進す ることが必要であるため、

官民トップ会議や連携推進・評価部会を中心に、社

会全体での取組の輪を広

げていく。

#### 仕事と生活の調和理解促進経費

・ 仕事と生活の調和レポートの作成

WLBの実現に向けた取組の進捗と今後の課題等について取りまとめる。

◇「カエル!ジャパン」キャンペーンの推進

シンボルマーク(キャンペーン参加の証)をダウンロードして、名刺に印刷するなど参加を表明できるようにすると共に、企業や個人の取組事例をポータルサイトに掲載する。

◇「仕事と介護の両立支援」ポータルサイト

仕事と介護の両立に関する各種制度やサービスの情報を まとめてポータルサイトで発信する。



ワーク・ライフ・バランスの推進

## ■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び行動指針

〇平成19年12月官民トップ会議において、政労使の合意により策定、平成28年3月一部改定

## 「憲章」

仕事と生活の調和を推進する ための大きな方向性を提示

## 仕事と生活の調和が実現した社会の姿

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、 仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活など においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階 に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

- ①就労による経済的自立が可能な社会
- ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

## <u>「行動指針」</u>

- ・企業や働く者、国民の取組と、 それを支援する国や地方公共 団体の取組を提示
- ・社会全体の目標として13の数値目標と実現度指標を設定

#### 《13の数値目標例》

・週労働時間60時間以上の 雇用者の割合

現状 8.2%(2015年) 2020年 5%

- ·年次有給休暇の取得率 現状 47.6%(2014年) 2020年 70%
- 第1子出産前後の女性の 継続就業率

現状 38.0%(2005-2009年) 2020年 55%

- ·男性の育児休業取得率 現状 2.30%(2014年) 2020年 13%
- ・6歳未満の子どもをもつ夫の育児・ 家事関連時間

現状 1日当たり67分(2011年) 2020年 1日当たり2時間30分

## 各主体が果たすべき役割

#### 企業と働く者

個々の企業の実情に合った効果的な進め方を 労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが 基本

#### 《主な具体的な取組》

- 経営トップのリーダーシップによる職場風土 改革のための意識改革、柔軟な働き方の実現
- 業務の見直し等により、時間当たり生産性の 向上 等

#### 国•地方自治体

企業や働く者、国民の取組を積極的に支援する とともに、多様な働き方に対応した子育て支援 や介護などのための社会的基盤づくりを積極的 に実施

#### 《主な具体的な取組》

- ○国民の理解や政労使の合意形成の促進
- ○制度的枠組みの構築、監督指導の強化
- 取組企業への支援(好事例等の情報の収集・提供・助言、中小企業に対する助成金、顕彰制度等)等

## 進捗状況の点検・評価

- 数値目標設定指標の動向等の活用により、全体としての進捗状況を把握·評価し、政策へ反映
- 憲章、行動指針の点検・評価を行うため、学識経験者、労使の代表で構成される検討の場を設置

## 女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を 公共調達においてより幅広く評価する取組指針について

Ⅰ 策定の根拠・背景

平成28年6月

## 「女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄)

- 3. 女性活躍のための環境整備 (2)長時間労働の削減等の働き方改革
- ③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

## 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(「女性活躍推進法」)(抄)

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、<u>国及び公庫等</u>(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)<u>の役務又は物件の調達に関し、</u>予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

## 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議)(抄) (明日への投資)

<u>仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高める</u>ものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした<u>業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能</u>である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

従来の取組指針(女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針)は、総合評価落札方式等で積極的に評価すべき事業を例示。例えば、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報及び研究開発事業、女性が重要な対象者である広報事業等

平成26年度実績 約10.4億円(36事業)(平成25年度実績 約6.3億円(25事業))

## Ⅱ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」のポイント

## 1. 基本的な考え方

※平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定

○ 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、公共 調達及び補助金の分野において、企業のポジティブ・アクション等を推進することを目的。

## 2. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

## (1)取組内容

- 各府省が、価格以外の要素を評価する調達(**総合評価落札方式・企画競争方式**)を行うときは、 契約の内容に応じて、**ワーク・ライフ・バランス等推進企業**(女性活躍推進法、次世代法、若者雇 用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業)**を加点評価**。
- 〇 取組の実施に当たっては、不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、適切な基準を 設定し、公正かつ客観的な評価や取扱いを行う。 (具体的な配点は、冬度劣において設定(参考)配点例(総配点の206~10%とした場合を例示))
- (具体的な配点は、各府省において設定。(参考)配点例(総配点の3%~10%とした場合を例示))
- ※ ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることで、一般に、業務の改善・見直しなどによる業務の効率化、女性など多様な人材の確保・定着による企画力の高度化や市場の変化への対応力の向上等を通じ、生産性の向上が図られ、これにより、価格競争力の向上だけでなく、事業の品質の確保・向上につながることも考えられる。
- ※ 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定は、いずれもワーク・ライフ・バランスの取組のうち重要な長時間労働の抑制に関する 基準を設けている。

## (2)実施時期

○ <u>平成28年度中に原則開始</u>。ただし、企業の状況等により、年度内の全面導入が困難な場合、各府省がスケジュールを公表の上、段階的に取組。政府調達協定対象事業は外国企業の取扱を内閣府において検討の上、開始。

## 3 その他

- その他女性の活躍推進等に関する補助金の分野における取組にも引き続き取り組む。
- 各府省における取組状況の公表とあわせ、手法等を含め検討の上、検証。

## (参考) 配点例(イメージ)(仮に総配点の3%~10%とした場合を例示)※1

	認定等の区分※2		総合評価落札方式等 [単位:%(総配点に占める割合)]		
評価項目例			評価の相対的な重要度等に応じて配点		
			配点例① (10%の場合)	配点例② (5%の場合)	配点例③ (3%の場合)
	女性活躍推進法に基づく認 定(えるぼし認定企業)	1段階目※3 (認定基準1~2つ〇)	5	2	1
		2段階目※3 (認定基準3~4つO)	8	4	2
		3段階目 (全認定基準5つO)	10	5	3
		行動計画※4	2	1	0.5
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・ プラチナくるみん認定企業)	くるみん	5	2	1
		プラチナくるみん	9	4	2
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		9	4	2

- ※1 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定。
- ※2 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。
- ※3 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

## Ⅲ 公共調達における受注機会の増大の取組状況

女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年 3月 22日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」に基づき、国の調達のうち、総合評価落札方式等によるものにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価。

(平成28年度中に原則開始。ただし、企業の状況等により、年度内の全面導入が困難な場合、各府省がスケジュールを公表の上、 段階的に取組。また、WTO対象事業は遅くとも平成29年度から対象。)

- 5月20日現在で、国の全機関(26機関)が、上記指針に基づく取組の実施スケジュールを公表。
- うち、今年度中に全面実施(WTO対象事業は除く)としている機関は、19機関

## Ⅳ 今後の取組

## (「女性活躍加速のための重点方針2016(平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄))

- I あらゆる分野における女性の活躍 1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革
- (4)公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速
  - ① 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスを評価する社会に向けて、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)に基づき、各府省等において公表したスケジュールに沿って、取組を着実に実施する。
  - ② 独立行政法人等の調達においても、取組指針を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組等を平成 28 年度中に開始し、平成 29 年度から原則全面実施する。
    - また、地方公共団体の調達においても、国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組が進められるよう働きかけを行うとともに、先進的な取組事例の周知等により、啓発等を進める。
  - ③ 東京オリンピック・パラリンピックに関する調達や民間企業等における各種調達においても、ワーク・ライフ・バランス等を評価する取組を促進すべく、CSR 推進の観点等も考慮しつつ、公共調達等における先進的な取組事例の周知等によるワーク・ライフ・バランス推進の働きかけや啓発等を進める。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ▶ 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が 及ぼす影響への配慮が行われること
- ▶ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ▶ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

## 基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての 推進計画を策定(努力義務)。

### 事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は右記の事項を実施 (労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析 【参考】状況把握する事項: ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
- ▶ 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする 「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- 女性の活躍に関する情報の公表 (省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

## 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする(任意)。

### その他

- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の時限立法。

# 女性活躍推進法の施行状況について(国・地方公共団体関係)

内閣府

## **1. 行動計画の策定状況**(平成28年5月19日現在)

女性活躍推進法に基づき、国及び地方公共団体は、事業主として女性職員の活躍に関する行動計画を策定 する必要(義務)。

区分別	策定率		
国(立法·行政·司法各機関)(49)	100%		
都道府県 (47)	100%		
市町村 (1,741)	98.5%(1,715市町村)		



未策定の市町村に対し、引き続き早期策定に向けた働きかけを実施

## 【参考】数值目標設定状況

各事業主は、状況把握・課題分析の結果、最も大きな課題と考えられるものから優先的に数値目標を設定。

- 国の行政機関
  - ①女性職員の採用、②登用、③男性職員の育児休業取得、④配偶者出産休暇・育児参加休暇取得 の4項目について、全て数値目標を設定。
- 都道府県

女性職員の登用関係 47団体

男性職員の育児休業取得関係 41団体

男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇取得関係 41団体

【掲載状況】 国・都道府県の行動計画については、内閣府ホームページにおいてリンク一覧を掲載

## 女性活躍推進法の施行状況について(国・地方公共団体関係)(つづき)

## 2. 都道府県における推進計画の策定状況 (平成28年5月19日現在)

女性活躍推進法に基づき、都道府県及び市町村は、区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定するよう努める必要(努力義務)。

<b>第</b> 定数	策定予定		
<b>水比</b> 级	平成28年度中	平成29年度中	
27	19	1	

## 3. 公共調達における受注機会の増大の取組状況

女性活躍推進法及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針 (平成28年 3月22日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定) 」に基づき、国の調達のうち、総合評価落札方式等によるものにおいて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(えるぼし認定企業等)を加点評価。

(平成28年度中に原則開始。ただし、企業の状況等により、年度内の全面導入が困難な場合、各府省がスケジュールを公表の上、 段階的に取組。また、WTO対象事業は遅くとも平成29年度から対象。)

- 5月20日現在で、国の全機関(26機関)が、上記指針に基づく取組の実施スケジュールを公表。
- うち、今年度中に全面実施(WTO対象事業は除く)としている機関は、19機関